提　案　仕　様　書

（適用範囲）

第１条　本仕様は、防災・安全交付金事業　三堂公園遊具施設整備工事に係る遊具提案に適用する。

（目的）

第２条　薩摩川内市公園施設長寿命化計画に基づき、令和８年度に更新を予定している三堂公園の遊具について、新たに設置する遊具の選定を行うことを目的とする。

（留意事項）

第３条　本遊具提案については、遊具の選定のみを目的として提案を求めるものであり、提案の募集にあたって、市と提案者との間での契約は締結しない。

①　本提案に要する一切の費用は提案者の負担とする。

②　本提案における遊具の採用結果は、製作・設置工事に係る受注を保証するものではない。

③　採用された遊具については、市が別途発注する工事（一般競争入札）により、設置するものとする。

④　提案書の提出をもって、いかなる契約関係も生じるものではない。

（対象公園及び対象遊具）

第４条　対象公園：三堂公園（薩摩川内市天辰町 289 番地 3）

対象遊具：複合遊具（３～６歳用）　　１基

：複合遊具（６～１２歳用）　１基

（提案条件）

第５条　提案に関する条件は下記のとおり。

①　新たに設置する複合遊具（３～６歳用）を１基、複合遊具（６～１２歳用）を１基提案すること。

②　２基を合計して、直接工事費 700 万円（税抜き）を上限に設置範囲内で最大限に設置可能な遊具を提案すること。

③　製品代、組立費、運搬費、基礎工事費を提案額に含むものとする。

④　既設遊具の撤去処分費は提案額に含まないものとする。

⑤　提案数は、各社１提案とする。

⑥　採用された遊具については、採用後、図面データ、構造計算書を提出すること。

⑦　本提案に伴う資料作成にかかる経費は一切発生しないものとする。

（設置条件）

第６条　設置に関する条件は下記のとおり。

①　設置位置は、三堂公園とする。

②　設置範囲は、「三堂公園遊具配置図」のとおりとする。

（遊具条件）

第７条　遊具に関する条件は下記のとおり。

①　（一社）日本公園施設業協会、ＳＰマーク表示認定製品とする。

②　（一社）日本公園施設業協会、団体賠償責任保険に加入した製品とする。

③　都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第３版）令和６年６月国土交通省を準拠すること。

④　遊具の安全に関する基準２０２４（一社）日本公園施設業協会を準拠すること。

⑤　対象となるこどもたちが安全に楽しめる遊具構成となるよう設計すること。

⑥　遊具の材質は、耐久性に優れ、維持管理が容易な構造であること、また交換部品の調達が容易である製品であること。

⑦　インクルーシブ遊具の考え方を踏まえ、多様な利用者に配慮した要素を一部以上取り入れること。

（提出書類）

第８条　提出書類については下記のとおり。

①　<u>イメージパース</u>

提案遊具について、完成後の利用状況が視覚的に分かるカラーイメージ
パースを作成すること。作成にあたっては、遊具の配置及び全体構成が把握できるようにするともに、こどもが利用している様子を表現し、利用イメージを具体的に想起できる内容とすること。

市が実施する市民アンケートに使用するため、こどもや保護者が理解できるように分かりやすさに配慮すること。

提出されたイメージパースは市が無償で利用できること、市民アンケートにおいて公表されることをあらかじめ承諾するものとする。

提出は、紙媒体（Ａ４横）及び電子データ（ＰＤＦ形式）とすること。

紙媒体　１部　（応募者名あり）

電子データ（PDF 形式）　（応募者名なし）

②　<u>遊具説明書</u>

遊具施設選定委員会で審査の参考資料として使用することを踏まえ作成すること。

紙媒体　１部　（応募者名あり）

紙媒体　１部　（応募者名なし）

③　<u>提案遊具見積書</u>

紙媒体　１部　押印付

（提出方法）

第９条　提出方法は下記のとおり。

①　提出先

住所：鹿児島県薩摩川内市神田町３番２２号

宛先：薩摩川内市建設部都市整備課　公園緑地Ｇ宛

メールアドレス：koen@city.satsumasendai.lg.jp

②　提出方法

【紙媒体】及び【メールでの提出】

③　提出期限

令和８年６月１８日（木）

（提案から設置までの流れ）

第１０条　提案から決定・設置までの流れは下記を予定している。

①　本提案依頼

②　提案結果の集約

③　市民アンケートの実施

④　遊具施設選定委員会による遊具選定（遊具の決定）

⑤　遊具決定通知

⑥　薩摩川内市遊具取り扱い事業者へ採用遊具の見積依頼

⑦　採用された遊具を工事発注（一般競争入札）で設置